

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市民生委員推せん会
② 事務局（担当課）	福祉部 地域福祉課 内線：2651
③ 設置の根拠	民生委員法第5条第2項 川西市民生委員推せん会規則
④ 設置年月日	昭和41年12月27日
⑤ 所掌事務	①民生委員の推せんに関する方針を決定すること ②民生委員候補者を決定し、兵庫県知事に推せんすること ③その他民生委員の推せんに関し必要と認められること
⑥ 委員数	8 名（うち、女性委員数 3 名）
⑦ 委員の任期	3 年 現行委員の任期 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日
⑧ 委員の構成（選出基準）	川西市民生委員推せん会規則第2条2項
⑨ 諮問答申事項等	
⑩ 部会等の名称及び役割	本推せん会の所掌事務を分掌させるために必要な場合のみ設置。
⑪ 委員名簿	別紙のとおり